

市内商工業者が
ワンチームで挑む！

7月10日～12日 サービス合戦開幕

7月10日から12日まで、市内の各店舗が独自の自由なサービスを提供します。このチャンスを逃さず、買い物はぜひ、市内の店舗でお楽しみください。

期間 7月10日(金)・11日(土)・12日(日)の3日間
対象店舗 参加店については、7月8日の新聞折り込みチラシやホームページでご確認ください
内容 店独自のサービス(全品●%引き、ポイント■倍など)を受けることができます
問い合わせ 商工観光課 ☎552-6907



期間中、参加店で買い物をし、宝くじをもらおう！
もらおう！ つかう！ あたる！

参加店については、7月20日の新聞折り込みチラシやホームページでご確認ください。

お買い上げ1,000円につき、宝くじ1枚がもらえます。

特賞：20万円 最大10本
1等：2万円 最大200本

まるとの宝くじ

宝くじ配布期間 7月20日(月)～26日(日) ※なくなり次第終了。

当選発表 /
8月5日(水)
市・商工会ホームページ、参加店店頭で発表

支払期間 8月5日(水)～31日(月)
9時～16時 ※土日祝除く。
支払場所 丹波篠山市商工会(二階町58-2)

問い合わせ 丹波篠山市商工会 ☎552-0758

水道料金の減免

内容 水道料金の基本料金を全額減免
※従量料金および下水道使用料は減免対象外。
対象期間 令和2年7月請求分から9月請求分
まで(3カ月間)

その他 検針票には減免前の金額が記載されますが、請求の際には基本料金を差し引いた金額となります
今回の減免措置について、申込手続きは不要です
問い合わせ 経営企画課 ☎552-5094

新型コロナウイルス感染症に関する

支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方への支援制度をお知らせします。

新型コロナウイルス感染症対策のための寄付を募集します

市では、今後も持続的に実施する感染症対策の財源とするため、「丹波篠山市新型コロナウイルス等感染症対策基金」を創設し、寄付を募集します。いただいた寄付金は、新型コロナウイルス感染症対策などに役立させていただきます。なお、活用させていただいた事業内容については、ホームページで公開します。

寄付金の活用例

- ①医療や福祉の現場で従事する方たちへの支援
- ②学校園における感染防止対策に関する資機材の整備
- ③新型コロナウイルスの拡大で経済的な影響を受けた市内事業者への支援など

※感染症の影響はさまざまな分野に及ぶことが想定されるため、幅広く活用させていただきます。

寄付の方法

- ①窓口納付による方法
財政課または各支所に備え付けの寄付申込書(市ホームページにも掲載)に必要事項を記入の上、郵送または電子メールで提出。後日納付書を送付します

②銀行振込による方法

寄付申込書に記載の指定口座に入金のうえ、申込書の提出をお願いします

その他

- 返礼品は用意していませんが、ご理解いただきますようお願いいたします
- ふるさと納税ワンストップ特例制度の対象とはしていませんので、税額控除を希望される場合は、後日送付する寄付金受領証明書により確定申告の手続きをお願いします

申し込み・問い合わせ 財政課 ☎552-5114

Thank you for
your good intentions
.....
新型コロナウイルス感染症予防
のための寄付をいただきました
(5/20～6/15)

台湾屏東県

防護服100着
フェイスシールド100枚
感染予防ゴーグル100個
感染予防手袋2,500組



株式会社東洋技研

マスク3,000枚



中兵庫信用金庫

マスク1,000枚



肉の東門

マスク2,000枚



株式会社アヌシ

マスク2,000枚



納税が困難な方への支援

市税の納税猶予

事業などの収入に相当な減少があった場合、1年間、市税の納付が猶予される場合があります。まずは、電話でお問い合わせください。



対象者(どちらも該当すること)

- ①令和2年2月以降の任意期間(1カ月以上)に、事業に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している方
- ②納期限に納付を行うことが困難である方

対象となる税金 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税

必要書類 申請書(市ホームページに掲載)および左記要件①②を証明する書類のほか、収入や預貯金の状況が分かる資料。添付資料の提出が難しい場合は、口頭によりお伺いします

申請期限 各税目の納期限まで

※令和2年2月1日から6月30日までに納期限が到来する税目については6月30日まで。

問い合わせ 税務課 ☎552-6927

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

事業などの収入が一定程度減少し、保険料(税)の納付が困難な方は、保険料(税)の減免を受けることができます。まずは、電話でお問い合わせください。

対象となる税金 令和元年度と2年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

要件

○全額免除=主たる生計維持者が死亡または重篤な状態になった場合

○減額=主たる生計維持者が次の①~③のいずれの要件も満たす場合

①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの減少額(保険金、損害賠償などで補てんされるべき額を控除した額)が、前年の30%以上減少した方

②前年の合計所得金額が1,000万円以下の方

③①以外の前年の所得額が400万円以下の方
※介護保険料は②の要件を除く

必要書類 収入が減少したことが分かる資料

問い合わせ

医療保険課(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)

☎552-7103

長寿福祉課(介護保険料)

☎552-6928



国民年金保険料の免除

業務が失われるなどの収入の減少で所得が減少した場合、臨時特別措置として、国民年金保険料の免除などの申請を行うことができます。

対象者(どちらも該当すること)

①令和2年2月以降に業務が失われたなど、収入が減少している方

②令和2年中の所得の見込み額が、国民年金保険料免除などの基準相当になることが見込まれる方

審査対象となる所得基準 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12カ月分に換算し、経費などを控除した額

対象期間

○学生以外の場合=令和2年2月分から6月分まで ※7月分以降は決まり次第お知らせします。

○学生の場合=令和2年2月分から3月分まで(令和元年度分)/令和2年4月分から令和3年3月分まで(令和2年度分)

必要書類 基礎年金番号が分かるもの、印鑑、退職などされた方は雇用保険受給資格者証または退職票など、学生証(学生の場合)

問い合わせ

医療保険課 ☎552-7103

収入の減少や失業などで生活が困難な方への支援

収入の減少や失業などで、日常生活維持のための貸し付けを必要とする世帯に、無利子の貸し付けを行います。

緊急小口資金

貸付限度額 10万円以内

※4人以上の世帯や個人事業主などの特別の要件に該当する場合は20万円

据置期間 12カ月以内 **返済期限** 2年以内

貸付利率 無利子

必要書類 所定の様式のほか、世帯全員分の住民票、顔写真入りの身分証明書、送金口座の通帳(コピー)

総合支援資金

貸付限度額 ○単身世帯=月15万円以内

○複数世帯=月20万円以内

※貸付期間=3カ月以内

据置期間 12カ月以内 **返済期限** 10年以内

貸付利率 無利子

必要書類 所定の様式のほか、世帯全員分の住民票、顔写真入りの身分証明書、送金口座の通帳(コピー)

申し込み・問い合わせ 丹波篠山市社会福祉協議会(丹南健康福祉センター内) ☎590-1112

新型コロナウイルス感染症に関する

支援制度

新型コロナウイルス感染症の影響で困っている方への支援制度をお知らせします。

離職などで家を失う恐れのある方への支援

住居確保給付金

離職・休業などによる減収などで、住むところを失った方や住む場所を失う恐れが高い方には、就職活動することを要件などに、一定期間、家賃相当額を支給する制度です。

対象者

○離職または廃業の日から2年以内で、住居を喪失している方または喪失する恐れのある方

○給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を喪失している方または喪失する恐れのある方

支給額 下記を上限として、家賃の実費分を支給

○4万2,000円(単身世帯)/月

○4万5,000円(2人世帯)/月

○4万8,000円(3人世帯)/月

支給期間 原則3カ月 一定の要件を満たす場合、3カ月ごとに延長可能(最長9カ月間)

支給方法 入居住宅の貸主などに直接振り込みます
支給要件 自立相談支援機関の支援員などによる面接などの支援を定期的(当分の間、月1回)に受け、自立に向けた活動を行うこと

※詳細はあらかじめ電話でお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

社会福祉課 ☎552-5011

